

令和4年度（2022年度）
第5回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2023年1月13日（金）午前10時開会
場 所：北海道第二水産ビル 4S会議室
オンライン（Zoom）併用

１．開　　会

○事務局（阿部環境政策課長）　定刻となりましたので、ただいまから令和４年度（２０２２年度）第５回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境政策課の阿部でございます。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数１７名のうち、オンライン出席を含めまして、まだお見えになっていない方がいらっしゃいますけれども、過半数のご出席をいただいておりますので、環境審議会条例の規定により、本審議会は成立していますことを報告いたします。

本日は、委員改選後、初めてとなる審議会となりますので、会長と副会長が選出されるまでの間、私が議事を進めさせていただきます。

まず、このたび新たに新委員に任命をされた３名の皆様を私よりご紹介させていただきますので、一言ずつ、ご挨拶をお願いしたいと思います。

まず最初に、北海道大学大学院農学研究院教授の井上京委員でございます。

○井上委員　井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長）　次に、北海学園大学経済学部教授の上園昌武委員でございます。

○上園委員　上園です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長）　最後に、北海道大学大学院理学研究院地震火山観測センター教授の高橋浩晃委員でございます。

○高橋委員　高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長）　どうぞよろしくお願いいたします。

２．挨　　拶

○事務局（阿部環境政策課長）　それでは、開会に当たりまして、環境保全局長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境保全局長　皆さん、おはようございます。

環境保全局長の竹澤でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、このたび、当審議会の委員就任を快くお引き受けいただきましたことに、さらには、日頃から、道の環境政策の推進に当たりまして、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、皆様ご案内のとおり、近年、世界各地で異常気象による災害、今、ロサンゼルスで豪雨が発生しているということがありますけれども、気候変動の影響が顕在化しておりまして、本道におきましても、平均気温の上昇などが見られており、こうした気候変動というのは、本道の自然環境や私たちの生活に大きな影響を与えるということが懸念されて

ございます。

このため、道では、本審議会でもご審議をいただいたところでございますけれども、昨年3月、北海道地球温暖化対策推進計画を改定いたしまして、2050年のゼロカーボン北海道の実現に向けまして、脱炭素型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換、それから、エネルギーの地産地消、吸収源対策といった取組を重点的に推進しております。また、北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正に向けまして、ちょうど今日までパブリックコメントを実施しているところでございますけれども、通称ゼロカーボン北海道推進条例という名称にしまして、来年度からの施行を目指しているところでございます。

また、今年の4月には、G7サミットにかかります気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌市で開催される予定でございまして、ゼロカーボン北海道の実現に向けて大きな弾みになることが期待されているところでございます。

また、昨年12月、生物多様性に関しますCOP15がカナダのモントリオールで開催されまして、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30といった2030年までの世界目標が新たに採択されたところでございます。

道では、現在、北海道生物多様性保全計画の見直しに向けまして、この審議会の部会でご審議いただいているところですけれども、今後、COP15で採択されました新たな目標や、国が策定します次の生物多様性国家戦略の内容を踏まえまして、見直し作業を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続きお力添えをいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後の初めての審議会となりますので、会長、副会長の選出、部会の設置のほか、審議事項と報告事項をそれぞれ1件ずつ予定してございます。

限られた時間ではございますけれども、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務連絡

○事務局（阿部環境政策課長） 次に、本日の資料の確認でございます。

資料につきましては、お手元に配付、あるいは、オンライン出席の方については事前にメールで送付をさせていただいておりますが、次第のほか、委員の皆様の出欠表、配席図、審議に使用いたします資料1及び別紙1、資料2－1から資料2－3、そして、参考資料1から6までとなっております。

配付漏れや印刷が不鮮明等、不都合な点がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

また、オンライン出席の委員の皆様へのお願いでございます。

ご発言の際には、手を挙げるボタンを押されるか、発言の申出をしていただきまして、

会長、もしくは私どもの許可を得た後に発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、マイクとビデオカメラはオンにさせていただくよう、重ねてお願いいたします。

◎北海道環境審議会について

○事務局（阿部環境政策課長） それでは、議事に入る前に、先ほどからお話をしていますように、当審議会の概要について、参考資料１と２により、私から簡単にご説明をさせていただきます。

まずは、参考資料１をご覧ください。

１の設置根拠ですけれども、当審議会は、平成１２年４月に二つの審議会が統合され、現在の審議会となったという経過がございます。資料に書かれておりますように、環境基本法と自然環境保全法の二つの法令の規定により設置されている機関でございます。

組織及び運営に関して必要な事項は道の条例で定めておりまして、それが後ほど確認いただきますが、参考資料３の北海道環境審議会条例と資料４の条例施行規則という形になってございます。

次に、２の所掌事項ですが、大きく二つございまして、知事の諮問に応じまして、環境基本計画の策定など、環境保全に関する基本的事項のほか、法令によりその権限に属する事項、例えば、水質汚濁防止法による公共用水域等測定計画の作成や、温泉法による土地掘削許可などに関する調査審議を行うという二つになってございます。

次に、３の組織と主な調査審議項目でございます。

組織に関しましては、条例第３条で学識経験者など２０人以内で組織するとされておりまして、今回の委員改選では、１７名の皆様に委員をお願いさせていただいております。

任期は２年で、再任も可能となっておりますが、道の基準で在任期間の上限などが決められております。

そのほか、専門事項に関する調査審議を行うため、必要に応じて専門委員や関係行政職員から任命いたします特別委員を置くことができることになっております。

さらに、委員の互選により会長と副会長を置くこととなっているほか、会議の弾力的かつ機動的な運営を図るため、必要に応じまして審議会に部会を設置することができ、参考資料５にあります運営要綱には六つの部会が位置づけられております。

裏面の２ページを見ていただけますでしょうか。

今言いました環境審議会の下に位置づけられている六つの部会は、この図で並んでいるものでございまして、それぞれの部会での調査審議項目を記載しております。

現在、定例的に調査審議を行わせていただいている部会は、この部会に並んでいる上から三つ目の水環境部会から一番下の地球温暖化対策部会までの四つでございまして、この後、議事で部会委員の指名も行われることになってございます。

各部会では、審議会から付託された事項を調査審議することになっており、委員の皆様

のほか、先ほどご説明いたしました専門委員や特別委員で組織をされております。

そのほか、審議会の決定によりまして、部会の決議をもって審議会の決議といたします指定事項として、各部会ごとに31の事項が定められています。

その詳細につきましては、参考資料6に記載がございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

最後になりますが、参考資料2をご覧ください。

こちらには、過去3年間の審議案件の内容について記載をさせていただいております。

先ほど申し上げましたが、調査審議中の案件としましては、参考資料2の真ん中のところにありますけれども、令和3年10月に諮問をさせていただいている北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについての中に含まれる事項でございます。本日も調査審議をいただきます地域脱炭素化促進事業の道の配慮基準についてのほか、令和4年5月に諮問をさせていただいている北海道生物多様性保全計画の変更についての2点でございます。

そのほか、審議案件名の頭に報告と記載されているものは、先ほどご説明しました指定事項に関する部会からの報告と、その他と書かれているものについては、適宜、道から報告をさせていただいた事項となります。

大変雑駁な説明となりましたが、以上で審議会の概要についての説明を終わらせていただきます。

何かご不明な点やご質問等がございましたら伺いますし、後ほど読んでいただきましてご不明な点がございましたら、最後の全体質疑の中でもご質問を受けさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（阿部環境政策課長） それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、次第（1）会長及び副会長の選出でございます。

先ほどご説明申し上げましたとおり、審議会条例第4条では、審議会に会長及び副会長を置く、また、会長及び副会長は委員が互選することとなっております。

そこで、互選の方法は、委員の皆様の推薦により行いたいと思いますが、皆さん、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（阿部環境政策課長） ありがとうございます。

それでは、会長及び副会長について、どなたかご推薦をいただければと思いますが、ご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員 会長は、これまでも務めてこられた中村委員に、副会長は、自然環境部会で部会長を務めておられます吉中委員にお願いしてはいかがかと思っておりますので、推薦いたします。

以上です。

○事務局（阿部環境政策課長） どうもありがとうございました。

ただいま、小林委員から、会長には中村委員、副会長には吉中委員というご推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（阿部環境政策課長） それでは、会長は中村委員、副会長は吉中委員にお願いいたします。

お手数ですが、中村会長、吉中副会長は、前方の会長席、副会長席へご移動をお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（阿部環境政策課長） 就任に当たって、一言ずつご挨拶をいただければと思いますので、中村会長、吉中副会長の順番でお願いいたします。

○中村会長 再び指名をしていただきまして、責任を感じております。

先ほどの規定にあるとおり、私は、今年ぐらいで上限に達しそうなくらい環境審議会にこれまで関わってきました。ただ、今日の議題にもある脱炭素の問題や、次年度に決定される生物多様性保全計画といった二つの大きな議題を抱えています。それに対して、できる限り尽力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉中副会長 ご指名いただきました吉中と申します。

全く力不足でございますけれども、できる限り会長を補佐して、皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長） ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行については、中村会長にお願いいたします。

中村会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村会長 それでは、早速、議事に入らせてください。

議事（２）部会の設置及び部会委員の指名についてです。

まず、部会の設置ですが、審議会条例と運営要綱により、必要に応じて会長が審議会に諮って置くことができますとなっています。

前期も常設し、今後も審議等が想定される、先ほど紹介があった四つの部会ですけれども、水環境部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会の四つの部会を今期も継続して設置したいのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 皆さん異議なしということですので、四つの部会を設置します。

次に、部会に所属する委員です。

審議会規則では、会長が指名する委員及び特別委員、専門委員で組織するとなっておりますので、各部会に所属する委員は名簿のとおり指名させていただきますということで、名簿をお配りください。

これは、私からの指名ということですので、皆さんに了承を得る必要はないということで、皆さんにお配りしたとおり、多分、内々ではもう既に了解を得ていると思いますので、こういったメンバーで各部会を運営していただくということでよろしくお願いいたします。

多分、この後、それぞれの部会で部会長が決められるのだと思います。

本日欠席の委員には、事務局から本人にお伝えください。

それでは、今日の大事な議題である審議事項、地域脱炭素化促進事業（促進区域）の道の配慮基準について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 気候変動対策課の尾原でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

資料は、右肩に資料１と書いてある「地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について」に沿ってご説明させていただければと思います。

各ページの右下に四角でページ番号を振ってございますので、ご参照いただければと思います。

それでは、スライドの１ページ目をご覧くださいませでしょうか。

簡単に、地域脱炭素化促進事業制度の振り返りをさせていただければと思います。

この制度の趣旨としましては、地域の円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進することです。

そういった制度の中で、今ご審議いただいている道基準、都道府県基準は、中段の緑の枠のところですが、促進区域の設定に係る環境省令で定める基準に上乗せ、横出ししまして、地域の実情、自然的社会的条件に応じた環境保全への適正な配慮を求めるための基準を定めたいと考えておりまして、ご審議いただいているところでございます。

その道基準に従って、市町村がどうするかということが一番下に記載してございますが、国が定めた一律の基準と、今ご審議いただいている道基準に基づきまして、市町村は、環境保全の観点及び社会的配慮の観点から、考慮することが望ましい事項に留意して促進区域を設定していく、かつ、地域との合意形成を図りつつ、再生可能エネルギー導入の適地を設定していくといった観点で市町村が促進区域を設定し、また、そこで地域の脱炭素化を促進する事業を設定しまして、地域の脱炭素化を進めていくといった制度となっております。

続いて、スライドの２ページ目に移っていただきまして、都道府県基準の構成とこれまでの審議結果についてご説明します。

都道府県基準の構成は四つありまして、❶市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域、以下除外区域と申しますけれども、端的に申しますと、市町村が促

進区域に設定できない区域を定めるというのが①の除外区域です。

②としまして、考慮対象区域・事項は、市町村が促進区域に設定する際に考慮を要する区域、事項となっております。

そのほか、①の除外区域、②の考慮対象区域・事項の全部を適用しないといった右側の③適用除外といったことも設けることができる規定となっております。

あわせて、①、②の基準の一部のみを適用するといった場合の④特例事項といった基準も設けることができることとされてございます。

中段から下段のこれまでの審議経過の青い表をご覧くださいませでしょうか。

これまで、項目といたしまして、一番上の事業制度の説明と、基本的な考え方、中段三つ目は、除外区域と考慮対象区域・事項への振り分け方です。

これまで、設定の考え方と申し上げていたものの呼び方を変えておりますけれども、振り分け方、最後、下段の二つは、①から④、具体的な除外区域案ですとか、考慮対象区域・事項といったもの、また適用除外案、特例事項について、これまでご審議いただいていたと承知してございます。

年度当初、温対部会の中で2回ほどご審議いただきまして、改めて親会で一度議論したほうがいいのかという流れになりましたので、8月からは親会で審議させていただいているところでございます。

8月に一度、制度の説明と進め方のご審議をいただきまして、9月に基本的な考え方、除外区域と考慮対象区域・事項の振り分け方、具体的な①から④の案について、初案ということで、一度、9月にお示ししたところでございますけれども、まずは基本的な考え方を固めてから具体的な基準案の審議に移ったほうがよいのではないかというご意見をいただきましたので、前回の10月の親会では基本的な考え方のみをご審議いただきまして、本日、基本的な考え方と除外区域、考慮対象区域・事項の振り分け方、あわせて、除外区域と考慮対象区域・事項の具体的なものをお示しして、今回、ご審議いただくといった流れになってございます。

ここまで、振り返りということでご説明させていただきましたが、続きまして、早速、具体的な審議に移っていただきたいと思いますので説明させていただきますが、まずは、基本的な考え方について、スライドの3ページに前回の10月の親会で提示した案をお示ししているところでございます。

こういった三つの柱立てを提示させていただいたところでございます。

その次のスライド4ページ目で、ご提示した案に対して委員からいただいたご意見の主なものをお示ししてございますけれども、いただいたご意見に対して、対応の方向性も併せてここに記載してございますが、まず、一番上ですが、児矢野委員から、Iの本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全といった基本的な考え方について、本道に限定すると、国際的な保護の観点から、北海道としての特徴が生きてこないのか、本道に限定しないことがよいのではないかといったご意見をいただいたところでございます。

対応方向といたしまして、本道に限定するのではなく、本道や世界にといったことで、世界を追加してはいかがかと考えているところでございます。

続いて、上から二つ目です。

鈴木委員から、Ⅱの災害等の発生のおそれを回避し、安全・安心な道民の生活を確保といった基本的な考え方について、自然災害そのものは防げないので、発生のおそれの回避などの表現を見直してはいかがかといったご意見をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、Ⅱの基本的な考え方については、「災害の発生の可能性が高い箇所を回避し、防災に資する自然環境を保全」として修正するとともに、視点・ポイントの自然災害の「自然」を削除し、災害の後に「などの発生」を追加して、「保全」を「回避」に修正してはどうかと考えているところでございます。

続いて、上から三つ目です。

児矢野委員から、Ⅲの基本的な考え方、北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能を保全といった基本的な考え方について、観光という視点が基幹産業になるのかは分からないが、観光も北海道に対して重要な産業になるため、工夫して入れてはいかがかといったご意見をいただいております。

あわせて、中村会長から、自然以外にも守るべき景観を入れてはいかがかといったご意見をいただいております。

いただいた意見を踏まえまして、Ⅲの基本的な考え方の第一次産業の後に「など」を追加するとともに、視点・ポイントに「景観などの観光資源」を新たに追加してはどうかと考えているところでございます。

続いて、一番下段でございますけれども、児矢野委員から、自然と共生してきたアイヌの人たちの文化を基本的な考え方に入れて、地域的な特性を出してはいかがかといったご意見をいただいております。中村会長からも同様なご意見をいただいていると承知してございます。

意見を踏まえまして、対応方向としましては、アイヌの人たちを含めた先人全てが文化的に形成、維持してきた自然景観・資源を幅広く検討の対象と考えておりまして、「文化的に維持してきた自然景観・資源」の表現のまま残すことでいかがかと考えているところでございます。

今ご説明した、委員からいただいた意見と対応方向の案を踏まえたものをスライドの5ページに、今回、提示案としてお示ししているところでございますが、Ⅰは、本道や世界に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全、Ⅱは、災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全、Ⅲについては、北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全として、視点・ポイントの中に景観などの観光資源を加えて、この案を提示させていただいているところでございます。

基本的な考え方の案の説明は以上になりまして、続いて、除外区域と考慮対象区域・事項の振り分け方の説明に移りたいと思います。

スライドの6ページをご覧ください。

まずは、前々回の9月の環境審議会場で提示させていただいた除外区域の振り分け方をここに記載してございます。

比較参照するため、下に国基準も記載しておりますので、併せてご参照いただければと思いますが、9月提示案の除外区域の振り分け方は、緑色の枠のところですが、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている、または禁止を行政指導している区域といった形で提示させていただいたところがございます。

続いて、スライドの7ページ目に、考慮対象区域・事項の前回提示案をお示ししてございます。

同様に、緑色の枠のところですが、法令や条例等の基準の遵守や、許認可など手続を経れば施設の設置は可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域といったことで考慮対象区域を提示させていただきまして、考慮対象事項については、同様の記載で、環境配慮が必要な事項といった形で前々回にご提示させていただいたところがございます。

続きまして、スライドの8ページ目から、今ご説明した前回提示案に対していただいた意見と対応案を同様に記載しているところがございます。

まず、スライドの8ページの一番上でございますけれども、中村会長から、既存の規制をなぞるだけなら審議にならないのではないのかといったご意見をいただいております。

対応方向としまして、地域の実情に応じた上乘せ、横出しの基準となるように、以下のとおり修正してはどうかと考えてございます。

まず、除外区域への振り分け方案は、1番上の一つ目の黒ポツのところですが、「環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する」を「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮」に修正してまいりたいと思います。

黒ポツの二つ目、「法令に基づき」を対象を広げまして「法令等」に修正、飛びまして黒ポツの四つ目、「施設の設置を原則認めない」を「施設の設置が困難」に修正しまして、最後の五つ目の黒ポツは、「禁止を行政指導している」の部分を削除してはどうかと考えているところがございます。

続いて、考慮対象区域、②-1でございますけれども、考慮対象区域の振り分け方案として、「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの」を「促進区域に設定する際に」に修正し、「環境配慮」を「環境の保全への適正な配慮」に修正してはどうかと考えているところがございます。

②-2、考慮対象事項への振り分け方案については、同様に「法令や条例等の基準遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの」を「地域脱炭素化促進事業の実施にあたり」に修正しまして、「環境配慮」も同様に修正してはどうかと考えていると

ころでございます。

続きまして、山中委員から、住民等の関係者の理解を進め、適度に地域の脱炭素化を促進するために、地域脱炭素化促進事業として想定するものを例示してはいかがかといったご意見をいただいております。

また、白木委員、吉中副会長から、累積的影響に配慮して基準を設定してはいかがかというご意見をいただいているところでございます。

これらについては、①から④の基準とは別に、地域脱炭素化促進事業の例示を加えご説明することで、市町村以下、関係者の理解を進めるとともに、累積的影響への留意事項なども加えて、市町村や地域が累積的影響に配慮して事業を進められるように配慮してはどうかと考えているところでございます。

続いて、スライドの9ページ目でございます。

一番上、白木委員から、法令で規制されている区域に限定しない考え方としてはいかがかとしてご意見をいただいております。

対応方向としまして、法令で規制されている区域に限定せず、「法令等」に修正してはどうかと考えているところでございます。

続きまして、児矢野委員から、「行政指導」を振り分け方から削除してはいかがかというご意見をいただいております。対応方向としても、「行政指導」を振り分け方から削除してはどうかと考えているところでございます。

続いて、吉中副会長から、法令で保護されていなくても保全の必要性が高いものを促進区域から除外するため、以下のとおり修文してはいかがかということで、具体的な修文のご提案をいただいているところでございます。

「法令に基づき」というところを削除しまして、環境保全や防災上の重要性が特に高く、「施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域」を削除してはどうかといったご意見をいただいております。

対応方向といたしましては、除外区域に入れる区域を法令で規定されている区域に限定せずに、保全の必要性が高いものを①の除外区域に入れてはどうかと考えているところでございます。

例えば、自然環境等保全条例に基づいて設定された自然景観保護地区や環境緑地保護地区は、北海道自然環境保全指針によって保全対象とされているため、除外区域に入れるように振り分け方を変更してはどうかと考えているところでございます。

以上、ご意見と対応案についてご説明したものを反映したものをスライドの10ページ目にお示ししています。

溶け込みのところを読ませていただきますけれども、除外区域への振り分け方案の修正案については、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確にされ、図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難な区域。ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除くとしては

どうかと考えているところでございます。

続いて、スライドの１１ページ目でございます。

考慮対象区域・事項への振り分け方案に対していただいた意見と対応方向についてお示ししてございます。

まず、児矢野委員から、「法令や条例等の基準の遵守」といった文言や「許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの」といったことは、当たり前のことなので、振り分け方から削除してはいかがか。また、「地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域及び事項」も、改正温対法第２１条第７項の繰り返しになるため、道基準の考え方とはならないのではないのか。あわせて、吉中副会長から、以下のとおり修文してはいかがかということで、児矢野委員からいただいた削除してはどうかといった文言の同様の場所を削除してはどうかというご意見をいただいているところでございます。

対応方向としましては、振り分け方案を次のように修正してはどうかと考えてございまして、まず、②－１、考慮対象区域への振り分け方案については、「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの」を「促進区域に設定する際に」に修正し、「環境配慮」を「環境の保全への適正な配慮」に修正してはいかがか。②－２、考慮対象事項への振り分け方案については、「法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの」を「地域脱炭素化促進事業の実施にあたり」に修正してはどうかと考えているところでございます。

それを反映した今回提示案をスライドの１２ページ目にお示ししてございますが、上段、②－１、考慮対象区域への振り分け方の修正案については、溶け込みのところですが、促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全と適正な配慮が必要な区域としてはどうか、②－２、考慮対象事項については、下段の溶け込みでございしますが、地域脱炭素化促進事業の実施に当たり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項と修正してはどうかと考えているところでございます。

続きまして、スライドの１３ページ目からは、区域・事項の振り分け方というより、具体的な保全すべき区域などについてご提案いただいた意見案についてまとめたところでございます。

まず、上段、吉中副会長から、除外区域案の環境配慮事項の欄に、農林水産業への影響を追加してはいかがかといったご意見をいただいております。

対応方向としましては、①除外区域案と②－１、考慮対象区域案の区分の欄「そのほか北海道が必要と判断するもの」の環境配慮事項の中に農林水産業への影響を追加してはどうかと考えているところでございます。

続いて、下段ですが、瀧波委員から、②－２、考慮対象事項の環境配慮事項の水の汚れによる影響、水の濁り、水温による影響の収集すべき情報にさけます孵化場、養殖場を追加してはいかがかといったご意見をいただいております。

これについては、対応方向としまして、水の汚れ、水の濁り、水温による影響の収集す

べき情報にさけます孵化場、養殖場を追加してはどうかと考えているところでございます。

続いて、スライドの１４ページ目に、吉中副会長から、除外区域に次の区域や事項を設定してはいかがかということで、具体的な区域や事項をご提案、ご意見をいただいたところでございます。

これらについては、これまでご説明した区域・事項への振り分け方案に基づいて、除外区域と考慮対象区域・事項に振り分けてはどうかと考えているところでございます。

参考までに、表の中の黒い太字の部分は、今回ご提案いただいている区域・事項の振り分け案に基づいて除外区域に入るものを太字でお示ししているところでございます。

そのように設定の振り分け方をご提案させていただいて、それを踏まえた形で、実際に基準がどうなるのかという概略をスライドの１５ページ目にお示ししているところでございます。

簡単に数字上で比較している表をお示ししているところでございますけれども、除外区域に設定される区域は、九月初案では６区域のみでございましたが、今回の修正案では１６区域増えまして、下の表の中段の今回修正案というところの除外区域が２２区域となりまして、仮に、委員の皆様からいただいたご意見のとおりにより九月初案を修正するとなりますと、一番下段に委員のご意見ということでお示ししているところで、除外区域が４３区域となるとところでして、具体的な区域例は右のとおりになってございます。

参考としまして、先行している他府県の設定状況を一番下段にお示ししているところでございますけれども、既に設定している長野県は、除外区域は２４区域、徳島県ですと８区域、設定を検討中の京都府は１３区域、宮城県については１０区域となっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

続きまして、スライドの１６ページ目に、区域・事項の今回の振り分け方案を踏まえた促進区域設定の検討、市町村が行う促進区域の設定に対する影響をスライドの１６ページ目に記載しております。

例示として、一番上の説明のところでございますが、国定公園全域など、具体的な区域を記載しているところですが、こういった国定公園全域などを除外区域とした場合、市町村の行政区域の全域や、島全体が除外区域にすっぽり覆われてしまって、促進区域を全く設定できない市町村や島が発生することとなります。

仮に、Ａ案は、先ほどご説明した委員の皆様からの意見をそのまま反映した場合ですと、行政区域の全域が除外区域となってしまう市町村は２６市町村、島全体が除外区域となる島が３島発生するところでございます。

なお、今回事務局が提示した案ですと、行政区域の全域や島全体が除外区域となる市町村、島はないこととなります。

冒頭、スライドの１ページ目で本制度の趣旨をご説明しましたが、本制度は、地域と合意形成を図りながら再生可能エネルギー事業の導入を促進する制度であるところ、除外区域を広げ過ぎると、促進区域の設定が不可能となってしまうと、本制度の趣旨である環境

の保全に適正に配慮した再生可能エネルギー事業の誘導ができない市町村が発生してしまい、その市町村については現状と変わらない状態が想定されるところでございます。

こういった状況が分かりましたので、26市町村に該当する市町村に、部分的ではございますが、可能な限りヒアリングを事務局でしてみましたので、資料としてはお示ししていないのですけれども、市町村のご反応を幾つかご紹介させていただければと思います。

まず、道南の町ですが、町全体が道立自然公園全域に含まれてしまいますので、そういった場合に除外区域が設定できなくなることについてのご意見でございますけれども、「ゾーニングができなくなって再エネ事業自体に支障が生じるので、少なくとも普通地域は促進区域に設定できるようにしていただけないか」といったご意見をいただいております。

また、ジオパークに含まれる道央の市ですけれども、「市全域が除外区域となってしまうと、促進区域を設定できる市町村との不公平が出てしまうので、そういった支障や不利益が生じてしまうおそれがある制度には反対したい」といったご意見をいただいております。

続いて、風力発電における鳥類のセンシティブティマップに関して、道東の市からいただいたご意見ですけれども、この市は、「促進区域の設定や方向性も含めて未定ではあるものの、国や道の基準によって当市の促進区域が設定できなくなるという事態は避けていただきたいので、除外区域においては慎重にご検討いただきたい」というご意見をいただいております。

同様に、道央の市から、「都道府県基準を厳しくし過ぎることは、市町村の裁量を奪ってしまって、法の趣旨にもそぐわないものとなっていると考えるので、除外区域で必要最小限にとどめて、せめて考慮対象区域に加えて環境に配慮する形にいただけないか」というご意見をいただいているところです。

あとは、道東の町から、「道基準で設定するのは、特別保護地区など、法令で規制されている区域にいただけないか」といったご意見をいただいているところでございます。

また、ジオパークに含まれる道東の町から、「行政区域全域が除外区域となるのは疑問だ」といったご意見をいただいているところでございます。

この制度を活用する、我々が検討している道基準で影響を及ぼす市町村のご意見を幾つか紹介しましたが、審議の参考にしていただければと思ってございます。

そういった中で、スライドの17ページ目に、スライドの16ページ目のようにそういった市町村を生んでしまうと、この制度を使えなくなる、ひいては地域と合意した環境に配慮した再生可能エネルギーの誘導ができないということが一番支障なのかと考えているところですが、あわせて発生する影響がありますので、スライドの17ページで説明します。

まず、促進区域の設定の計画や設定が、脱炭素先行地域の選定の加点要素となっておりまして、この四角の表で評価基準の一部をお示ししているところですが、点線の赤枠のところ、温対法に基づく促進区域を設定し、促進区域内で新たに再エネ設備を導入する計画

であること、そういった在り方を検討していることというところが該当すると、合計 12 5 点満点あるうちの 15 点の一部が加算されることになりますので、もし先行地域を応募したいという市町村にとっては、加点の一つの要素を失うことになります。

続いて、白丸の二つ目です。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業というものがあまして、市町村が、この交付金を上限まで受けられなくなるといった影響もございます。

また、事業者にとってみると、促進区域内で事業者が再エネ事業を行う場合に、環境省補助事業での優先採択や加点対象を受けられなくなるといった影響がございます。

それについて、スライドの 18 ページ以降で簡単にご説明いたしますけれども、脱炭素化先行地域については、5 年間で最大 50 億円が受けられる制度でございますけれども、先ほどご説明した加点要素を失うことになるということです。

右下の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、促進区域内で行われる再エネ導入事業に対し、普通ですと 15 億円が交付金の上限でございますけれども、それが促進区域内でございますと 20 億円まで引き上げられるといったメリットが受けられなくなるところでございます。

続いて、スライドの 19 ページ目は、赤枠の点線のところですけれども、事業者が促進区域内で実施する事業について、環境省補助事業の優先採択、加点措置の対象が受けられなくなる可能性があります。

また、一番下の左側にふるさと融資という制度がございまして、地域脱炭素化促進事業ですと、融資上限額の引上げが受けられるところを受けられなくなる可能性があります。

続いて、スライドの 20 ページ目に、今までご説明した設定の振り分け方を踏まえて、委員の皆さんからのご意見も合わせて検討した結果、別紙 1 に具体的な基準案、こういった形になるのかというのをお示ししてございますので、ご参照いただければと思っております。

続きまして、スライドの 21 ページ目、適用除外案と特例事項案についてご説明させていただきます。

9 月の第 3 回環境審議会の提示案をここにお示ししているところでございますけれども、当初、適用除外については、アセス条例の対象規模未満に事業設定するですとか、特例事項については設定しないということでご提案させていただいたところでございますけれども、この適用除外案と特定事項案については、除外区域案と考慮対象区域・事項案がある程度具体的にご審議の中で定まってきた、形になってきたという段になって、これら適用除外案や特例事項案を定める施設の種類の種類ですとか規模があるかどうかというのを、この基準を見ながら、今後、ご審議いただきたいなと思っております。

最後に、スライドの 22 ページ目で今後のスケジュールについてお示ししているところでございます。

本日、令和 5 年 1 月 13 日に第 5 回北海道環境審議会を開催しておりまして、ご審議い

いただいているところです。これで、親会で具体的な基準をお示ししご審議いただいていることになってございますので、この後、状況が許せば、環境アセス審議会やほかの部会に対する意見照会、あとは、今回、この制度を利用する市町村の一部に対してヒアリングを行っています。全市町村を対象に意見照会をしたほうがよいのではないのかと考えております。それらの結果を踏まえまして、改めて、親会である環境審議会でご審議いただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○中村会長 丁寧に説明していただき、ありがとうございました。

新たに委員になられた先生方にとっては分かりづらいところもあったかと思いますが、特に今回、除外区域と考慮対象区域の設定ということで、当初は除外区域の数も随分少なかったのですが、今回、事務局側で頑張ってくれて、スライドの15ページに書いてあるのが分かりやすいと思いますが、9月の初案の段階では除外区域がこんな内容であった、それが今回は提示が22区域になるのですが、こんな形で加えられました。ただ、実際に委員のご意見を考慮するとさらに多くなって、それが全部覆われてしまうと、市町村レベルで決定して実際に推進したいということができなくなってしまうといった問題が挙げられました。

ということで、新たに議論に入られた方にとっては分かりづらい点もあると思いますので、それも含めて聞いていただければと思います。

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

まず、最初の考え方が同意できないと、後の結果の議論がまた戻る可能性もありますので、具体的な区分のこのエリアはここに入るのはおかしいという議論をする前に、資料の13ページ、スライド番号の13まで、基本的な考え方の整理のところについてご意見をいただければと思います。

○児矢野委員 事務局におかれましては、大変な作業をしていただきまして、誠にありがとうございました。

順番に行かせていただきます。

まず、これは瑣末なことではあるのですが、スライドの2ページで、道基準案の審議は昨年度からやっているのですが、その前の5月以前のところが省略されている印象を持ちました。

また、6月の第1回部会では扱われなかったと私は認識しているので、これは事実ですが、ここはどうなのかということです。

それから、中身の話ですが、5ページ目に私の提案した国際的な保護の部分を入れていただきまして、どうもありがとうございました。ただ、印象として、本道や世界というのはやや唐突な感じがするので、もうちょっといい表現があるといいなと思いました。ただ、今はぱっと思い浮かばず、すみません。

それから、「国際的に保護とされている」という日本語が変なので、「国際的に保護すべきとされている」と変更していただければいかがでしょうか。

それから、Ⅰのアイヌの人たちなどが文化的に維持してきた自然景観・資源というところで、赤字の部分ですけれども、「が」になるとアイヌの人たちに限定されてしまいます。当初、事務局の案にこれが入っていた意図は、もうちょっと広がったのではないかという気がしますし、「アイヌの人たちなどが」にすると意味が変わってしまうような気がしますので、例えば「アイヌの人たちなども含め」といった表現に変えていただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、スライドの８と９ですけれども、「法令等」になっています。「等」を役所はよく使うのですけれども、何を意味するのかよく分からないので、どうなのかという気がしました。

それから、「原則認めない」を「施設の設置が困難」に変えるという話ですけれども、結局、修正案を見ると、「法令等で」というのがかかっている、結局、原則認めないと困難というのとでは法的には意味が同じだと思います。もし同じでないということであれば、ここで言っている困難とはどういうことを意味するのか、ご説明をいただきたいということです。

それから、②－１と②－２のところの変更です。

これは意見を考慮していただいた変更だと思いますが、文章にしてみると法条文の繰り返しになっている感じがして、このように変更されたことの趣旨とは何なのかという気がします。これは、異論ではなくて、ご説明をお願いしたいです。

スライドの１１ページの対応方向の②－１、②－２も同じです。

ですから、最終的に、１２ページに示されている溶け込みという②－２は、法条文とほとんど同じことが書かれている気がするのですが、振り分け方として意味があるのかなと。ここであえて意味をつけないということもあるかもしれませんが、そういう印象を持ちました。

それから、１３ページですけれども、農林水産業への配慮、影響を追記するというのは、方向性としては大変いいと思います。ただ、あくまでも形式的な話ですけれども、環境配慮事項なので、表現として、例えば、農林水産業を維持するとか、維持、発展のために必要な環境というように、「環境」と入れたほうがよいのではないかと思います。

ということかということ、単純に産業への配慮と環境への配慮は必ずしも合致しないので、農林水産業を維持、発展させるために必要な環境というふうに、あくまでも環境配慮なので、それを入れたほうが基準の趣旨にも法令の趣旨にも適合するのではないかと思います。これはあくまでも文言上の話ですけれども、そういうことを意味しているのではないかと思います。

○中村会長　１点だけ、アイヌの方々の議論のスライドの５ですけれども、事務局提案は、最初は「アイヌが」となっていたようで、むしろ、それを削っているのです。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 恐らく、児矢野委員がご覧いただいているのは、昨年末に事前に送付していた資料かと思います。それから、我々事務局で修正しまして、1月の段階で1週間前に送らせていただいた事前説明資料から、「アイヌの人たちが」といった文言を削除して事前送付をさせていただいています。本日の資料もそうになっておりまして、そのように説明したところです。分かりにくくて大変恐縮でございます。

○児矢野委員 今日印刷してきたものが最新だと思っていました。1月13日金曜日の配付資料だと思って、送っていただいたものではないということですか。そこからまた修正があるということですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 1月6日に本審議会の資料の事前送付として送った資料と本日のものは一緒でございます。

○児矢野委員 年末にいただいたものに修正があるということですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） おっしゃるとおりです。大変失礼しました。

○児矢野委員 了解しました。

そうだとしたら、アイヌの部分に関しては、結局、削除されたということですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） そうでございます。

○児矢野委員 入れたほうがいいような気がしたのです。

当初の28日の案からこれを省いた理由は何ですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） スライドの4ページ目をご参照いただけたらと思いますけれども、最たる理由は、対応方向のところに記載したとおり、アイヌの人たちのみならず、先人全てが文化的に形成、維持してきた自然景観、資源を幅広く検討の対象にすることとしたほうがよいのではないのかといったものがメインの理由でございます。

また、アイヌの人たちについては、これまでも意見をいただいております。事務局でお調べしていたところですが、アイヌの人たちに関する保全対象は、自然や動物そのものであったり、アイヌの人たちが行っている儀式といった無形のものが主なものかと思っております。こういった観点で、我々の道基準に反映すべき区域や事項という形で指定されたものが見当たらず、基準化は困難ではないかといった理由もあるところで

まず、これのみについて回答すると、そういうことでございます。

○中村会長 資料が違っていたので、事務局の提案としては、アイヌの人たちに限った話ではないので、これまでの様々な先人たちが行った文化という中にアイヌの方々の文化も含めているという回答だと思います。

ほかの質問に対しても、答えられるところは答えてください。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） まず、スライド2ページ目の審議経過で、昨年度の経過が抜けていますねというのは、ご指摘のとおりでございます。大変失礼いたしました。

基本的な考え方ところで、本道や世界にというところが唐突というお話をいただいて

おりますけれども、引き続きご審議いただければ、事務局案としても修正の検討をしたいと思いますと思っています。

スライドの５ページでございます。

基本的な考え方（今回提示案）の「国際的に保護とされている」を「国際的に保護すべきとされている」に変更してはどうかですが、「すべき」となると、義務感というか、強めの表現になるのかなと思いますけれども、基本的には、向いている方向性は同じなのかなと思いますので、修正に当たって、さほど支障はないのかなと現在のところは考えているところでございます。

続いて、スライドの８ページ、９ページです。

「等」というのが多いというお話をいただいておりますが、「法令に基づき」を「法令等」にして、「等」がついています。これは、スライドの９ページ目で、吉中副会長のご意見に対する対応方向のご説明で、一番下の例えば以下ですけれども、ここに北海道自然環境保全指針というものを例示でご説明したところです。これは、法令ではなくて、かつ、何かを規制するような指針ではないので、そこが「等」に該当するということを念頭に「法令等」と記載させていただいております。

あとは、スライドの１０ページ目の除外区域の振り分け案の溶け込みや、スライドの１２ページの考慮対象区域・事項への振り分け方の修正のところ、省令の条文であったり、法令の条文と同じ文言が記載されているのはこういった意図なのかということでご質問をいただいておりますけれども、ここを記載するときに、やはり、法令や省令の文言は含むべき要素を簡潔に表現したものなのだろうと思っています。これを言い換えることによって、我々の振り分け方がまた違った意味になるおそれもあるので、正確に記載するために法令の条文を参照にさせていただいております。

続いて、スライドの１３ページ目の吉中副会長のご意見で、農林水産業への影響を追加してはいかかかというものです。

恐らく、これは環境に配慮するための基準ですので、農林水産業と言ってしまうと意味が広範過ぎないかというご指摘かと思っております。

ここについては、適切な表現があれば、それに見直すこともやぶさかではないと思っています。

以上でございます。

○児矢野委員　ご丁寧に説明をいただきまして、どうもありがとうございました。

スライド２の指摘した点についてもご回答をいただきたいのですが、６月の第１回部会では、道基準案に関しては全く出なかったと私は認識しているので、制度説明、進め方というのは削除したほうがよろしいと思いました。

それから、１０ページです。

これは、今のご回答でお答えいただけていないのですけれども、法令等で原則として禁止されているということと、法令等で困難ということは、いかに意味が違うのかという点

をお聞きしたいです。

「等」が入った部分は違いますけれども、結局、同じことを意味しているのではないかと思いますので、ここで困難と変えたことで何が違ってくるのかをご説明いただきたいと思います。

それから、先ほどの水産業、漁業の話は、範囲が広がるということではなくて、そもそも環境配慮というのが法令の趣旨なのです。だから、水産業への影響とすると法令の趣旨に適合しないので、農林水産業を維持、発展させるために必要な環境という形で入れたほうが法令の趣旨に適合するのではないかと思います。

それから、先ほど一つ聞き忘れたのですけれども、保全対象となる区域の範囲が「地番等」で明確にされるということで、今回は「地番等」が入っているのですけれども、これはなぜでしょうか。

地番等が入ると、逆に非常に限定されてしまう気がするので、私は、地番等は外すべきではないかと思います。

以上です。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 回答漏れがありまして、恐縮でございます。

スライドの２ページ目の６月の第１回温対部会の審議内容についてですけれども、現在、私の手元にあるのですが、配慮基準の設定の考え方と審議の進め方、あとは制度の説明をこれまでの経緯としておりますので、この記載のとおりかなと今のところは理解しております。

○児矢野委員 これは部会なのですね。審議会かと思いました。失礼しました。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 続いて、スライドの１０ページ目ですが、これまでは「施設の設置を原則認めない」としていたところを「施設の設置が困難」に修正したその違いは何かといったご質問かと思います。

ここで施設の設置が困難とした理由は、法令等で禁止されていれば、困難かどうかではなくて、できないということが確定しているところですが、今回の提示案の中で、法令のみならず、先ほどご説明した北海道自然環境保全指針で保全として打ち出しているといったことも根拠に含めました。

そうすると、北海道自然環境保全指針の中では、なるべくその場所で保全したいので、事業の設置を控えていただきたいという主張を道としては持っておるのですけれども、禁止するまでの効力がないことから、それを表現するのに、原則認めないということではなくて、施設の設置が困難といった形でその意図を含めるといった形で文言を修正したという意図でございます。

続きまして、農林水産業の影響については、恐らく、先生の意図を踏まえた私の表現が不正確だったと思ってございますけれども、いただいたご意見に対して特に異論はございませんので、そういった方向性で修正していけばいいのではないかと考えているところでございます。

地番については、実際に除外区域に指定した区域を市町村が除こうかという事務的な段にあって、この範囲が地番等で明確になっていないと、一体どこからどこまでを除けばいいのかというところに支障が出るのではないかと考えてございまして、「地番等で明確にされ」といった文言を追加したところでございます。

以上でございます。

○中村会長 まだご意見もあるかもしれないですけども、ほかの委員にも聞いてみたいと思います。いかがでしょうか。

○白木委員 意見を述べさせていただきたいのは、考慮対象区域への振り分け方の文章で、私の考え方というか、この文章が適切かどうかは分からないのです。

○中村会長 白木委員、ページ数を言ってください。

○白木委員 スライドの１２です。

考慮対象区域への振り分け方の修正案というところで、道の案としては、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域というふうになっています。

これに関する国の案、国基準を見ると、スライド７の②－１というところに国基準がありまして、国基準としては、最後のほうに、再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域という書き方がされています。

道のほうでは配慮が必要な区域となっていて、異なっていることは別にいいのですが、私は、ここの中に国基準のように、例えば、道としての一定の基準を満たすことが求められる区域といったものを入れられないかと思った次第です。

その根拠としては、今の議題から外れてしまうのですが、スライド１４ページにある、例えば、吉中副会長が除外区域として含めてはどうかと挙げたこれらの地域に関して、私も、これは実際に除外区域としたほうがいいとは思っていたのですが、それも全部というのは難しいということで、除外区域ではなく考慮対象区域・事項に振り分けるという道案になっています。

何を懸念しているかということ、結局、配慮が必要だとしたところで、実際にアセスに関わっている方であれば分かると思いますが、ここに書かれている事項に関して、市町村が正しく影響を調査や査定して、評価して、ここだったら大丈夫、こういう対応だったら大丈夫、あるいは、アセスの配慮書がなくなって方法書からになりますけれども、アセスにかかったとしても、こういった事項に関して、現行のアセスのシステムだと、なかなか適切な保全の方向に向かっていかないという現実があります。

ですから、本当にちゃんと守るためには、例えば、これを除外区域にせずに考慮対象区域とするのであれば、市町村に対して、例えば、ガイドライン的なものであるとか、調査の方法とか査定法とか評価方法とか、どういうふうに対応したらいいのかということを明確にするような基準がないと、きちんと守っていけないと私は考えるのです。

ですから、ここの振り分けの修正案のところに、国基準にあるような一定の基準を満たすというような文言を入れて、大変になってしまうかもしれませんが、どういう配

慮をしたらいいかという具体的に踏み込んだものを一緒に示していければいいのではないかと思います。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐）　まず、スライドの7ページの国基準の上から二つ目の白い四角の枠の一番最後の行でございますけれども、再エネ立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域の「一定の基準を満たすことが法令上必要な」といった文言の趣旨ですけれども、国が全国一律の法令を制定して一定の規制を行っている場合というのは、何らかの、例えば、環境で言いますと騒音、振動、悪臭ですとか、そういった公害上の生活環境保全上の支障を想定して、それを発生させないように基準を設けて、その一定の基準を満たしながらやっていくという形で、支障の防止を達成するといったことで記載されてございますので、そういった意味で、一定の基準というのは、その区域、これから保全をしようとしている区域とか事項を定めている法令上で決まっている基準について満たすことが必要だということで記載されているものと理解してございます。

他方、我々のスライドの12ページ目の上段でございます。

溶け込みのところの最終行で、環境の保全への適正な配慮が必要な区域と記載してございますけれども、そもそも省令上、温対法上、都道府県基準は全国一律の国の基準に上乘せ、横出しして環境保全の観点から適正な配慮を求めるための基準ですので、そこに倣ってこういった表現にしたところでございます。

適正な配慮は何なのかというところですが、個々の保全すべき区域や事項に応じて求められる配慮なのかなと理解しているところです。

あわせて、市町村が適切な環境配慮をするに当たってご意見をいただいているところですが、制度上、これを市町村が単独で、例えば職員が手弁当でこの事業、アセスに当たらなければならないというわけではなくて、地域の協議会の関係者を含め、また、配慮に当たっては、関係機関の助力を得ながらこれを進めていけばよいものと考えているところです。また、アセスの配慮書が省略されても、後段の方法書以降はアセス法内の手続が省略されずに行われますし、市町村でそういったご懸念があるのであれば、道としても適切にアドバイスすることで配慮を進めていきたいと思っております。

また、仮に一定の基準をつくってはどうかということになりますと、別紙1に具体的な基準案をお示ししているところですが、このページ数11分の6と記載している6ページ目です。ここに例示として考慮対象区域案を記載しておりますが、仮に一定の基準をつくるのであれば、それぞれの区域や事項に対して適正な配慮のための考え方を具体的に記載して市町村にお示しすることで適切な環境配慮を確保するという基準になっておりますので、ご懸念のことがあるのであれば、適切な配慮のための考え方としてこういった記載をしたらいいかということもご意見をいただけるとありがたいです。

○中村会長　いろいろなことに回答されましたが、ダイレクトな回答としては、白木委員は、適正な配慮に一定の基準というものを入れたほうがいいのではないかという意見で、今の尾原補佐の回答は、基本、現状のままでいきたいということですか。それとも、一定

の基準というのはこの適正な配慮のための考え方で、この表の中に入れ込むことができるということですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 後段の適正な配慮のための考え方のところで、具体的に区域・事項に対してこういう形で適正に配慮してくださいというご意見をいただければ、ここに記載することも可能ということがメインでございます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○井上委員 新任の者が口を出すのはどうかと思いつつも、説明を聞いていて分かりにくいなと思ったのは、10ページの市町村の行政区域の全域を含む区域を除くというところでした。ただ、これについては、後の説明でなぜここが記載されたかがよく分かりました。

懸念するのは、例えば、島とか市町村全域を指定しているというところでは、そこに何らかの守るべき環境がある場合に、全域を除外すると、ここは促進してもいいフリースペースのようにならないでしょうか。そういう区域ではちゃんとほかの指定のカバーがかかっているかどうかの確認はなさっているのでしょうか。

例えば、広域の指定は除外をしても、特定の環境はちゃんと区域指定ができているのか、という確認ができているかをお尋ねしたいと思いました。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 市町村の行政区域の全域を含む区域を除くというところの表現は、まさに今ご意見いただいた趣旨で加えたところです。

スライドの16ページで、市町村の区域全域が除外区域になることに対する影響をご説明申し上げましたけれども、除外区域に設定せず、ここは考慮対象事項に入れて、地域の実情に応じて適正な配慮をしていただく市町村が促進区域を設定する段にあって検討していただくということで、除外区域にしないことをもって、その区域に対して環境配慮を求めないという形にはせず、除外区域にしないのであれば考慮対象区域・事項に含めたいと思っていますところ。

そういうことで、適正な環境配慮を確保してまいりたいと考えております。

○中村会長 この文章は難解ですね。ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除くというのは、一部を除くのであって、全域を除くわけではないですね。この文章は、後々説明されたことを書き込むのであれば、考えたほうが良いと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 先ほどの続きというか、私が考えたことですが、適切な配慮のための考え方というところは、この考え方にこんな形で配慮して、それができなかつたら促進区域としては認められないというぐらい強いものなのではないでしょうか。基準と考えてしまってよいくらいのもなのではないでしょうか。考え方という書き方ですが、それに従うようにというものと捉えて大丈夫ですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） ここに記載した場合においては、この適正な配慮のための考え方に従って配慮できるかどうかを検討していただいて、配慮できないのであれば促進区域から外してみたり、配慮するような事業にするということでも対応は可

能かと思っております。

○白木委員 配慮というのは、よくアセスメントで使うので、できる限りやりましたということではなくて、それにきちんと対応できていないと認められないと考えてよろしいですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 配慮の仕方というのは、そもそもそこでやらないということも配慮ですし、やりつつ、その区域とか環境保全対象に影響がないように事業を変更するとか、もしくは移設するとか、種々あるかと思いますが、そういったことを求めていくことになると思います。

○白木委員 分かりました。

では、基準という言葉を入れなくても、修正案のところにある保全への適正な配慮が必要な区域という配慮というのは、ここの考え方に示されていて、それはきちんと守っていただくということですね。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） そうです。

○白木委員 であれば、特に入れなくてもいいと思います。分かりました。

○中村会長 ほかにいかがですか。

○吉中副会長 今回の論点の市町村の行政区域の全域を含む区域を除くというところの解釈ですが、例えば、ページが後ろに行きますけれども、もしK B Aを除外区域にすると、天売・焼尻島二つが全域外されてしまう、促進区域にできなくなるということだと思っておりますが、それをもってK B A全てが除かれるというのはおかしいのではないかと思います。

もし島だけで考えるのであれば、その島については除外区域にはしないというふうにしなないと、その島に引っ張られてほかのK B Aが全て除外区域に含まれなくなってしまうので、それは本末転倒ではないかと思います。

その本末転倒という意味は、基本的な考え方の一つに、「国際的に保護とされている」は日本語がおかしいと思いますので、児矢野委員がおっしゃったように、「保護すべき」あるいは「保護が求められている」という書きぶりのほうが適切かと思いますけれども、そういう場所をしっかりと守るためにも必要ということからすると、SDGsの評価指標にも入っているK B Aを全て除外区域から外してしまうのは乱暴ではないかと思いました。

それから、全体的に、基本的な考え方は大変分かりやすくなってきたと思うのですが、基本的な考え方と振り分け方案の間に大きな乖離があって、例えば、景観などの観光資源というのが基本的な考え方では挙がっているのですが、それはどこで見るのですかというところが私の中ではまだ消化できておりません。

市町村によって促進事業が進められなくなるということをご懸念されているということとはよく分かるのですが、再生可能エネルギーの促進をするというのは基本的な考え方に書かれていないですね。ここでは、むしろ環境保全配慮ということが書かれているので、そこが大きな乖離だと思っています。

さらに、基本的な考え方のことですけれども、国の基準があつて、それに横出し、上乘せすると書かれているのですが、例えば、スライドの１２で、環境の保全への適正な配慮が必要な区域という文言になっています。国の基準は、もう少し明確に、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点と書かれていて、むしろ国の基準のほうが厳しいと読まれてしまうと思いますので、そこに少し気をつける必要があるのではないかと思います。

また、スライドの１０ページの除外区域への振り分け方案の修正案ということで、溶け込みというところを見ましたけれども、これも国の基準で言っている環境の保全に支障を及ぼすおそれがないようにするというのが適正な配慮ということで、私の解釈ではすごく弱まっているのではないかと思います。

さらにその前段で、「地域の自然的社会的条件に応じた」とあるので、先ほど申し上げたように、島全部がある保護区域に含まれている場合に、社会的条件というものに照らしてみれば、その部分は何らかの配慮を考えてもいいと読めるので、最後の「ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除く」という文言はいかがなものかと思いました。

同じところで、児矢野委員がおっしゃったこととほぼ同意かと思ったのですが、法令等で施設の設置が困難な区域というのは非常に分かりにくいし、むしろ、法令等で区域の範囲が明確にされているのであればまだ分かるのですけれども、困難というのが非常に分かりにくいです。

これは今後の議論だと思いますけれども、具体的な除外区域の中で、例えば、自然公園の普通地域は外し、特別地域は入れるというお話ですけれども、普通地域であっても、風致上、支障が大きい場合には禁止を命令することができることになっていますので、そういうことからすると困難なというものに当たってしまうと思うのです。

そういう意味で、全体の中で齟齬が各所で見られるのかなという気がいたしました。
○中村会長 今日、いろいろな方の意見を聞くぐらいになってしまうかもしれないと思っていました。できれば、基本的考え方の大枠は合意できたらいいなと思っていたのですが、ひとまず、今の吉中副会長からの質問、特に最初のほうは一つの考え方だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） KBAについて例示をいただいて、スライドの１０ページですが、市町村の行政区域の全域を含む区域を除くとなってしまうと、島全体がKBAというところはともかくとして、そのほかにもKBAを除くのはいかがなものかというご意見をいただいております。

KBAについては、我々がご提示している今回の案ですと、そもそも除外区域にせずに、考慮対象区域・事項にしているところですので、KBAについて全く環境配慮を求めなくてよいということではなく、考慮対象事項に含めることで、しっかり配慮した上で促進区域の設定なり事業なりが行われるように配慮していただきたいと思い、今回、提示案にしているところでございます。

○中村会長 ちょっとずれています。

吉中副会長は、別にK B Aのことだけを言っているのではなくて、島全体がある法によって覆われてしまった場合、他の地域、他の自治体の中ではそうはならないケースが当然あるのです。ある自治体が覆われてしまうから、法的な規制、もしくは法ではなくても法等の規制について全部駄目だと言ってしまうのはやり過ぎではないかということだと思います。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 保全すべき区域が除外区域に該当すべきだということであれば、確におっしゃるとおりかと思っておりますけれども、今、我々が検討している案の中で、本来除外すべき区域とすべきものがこの文言によって撤回されてしまう例はないのかなと考えているところでございます。

○中村会長 ほかのご質問についても、応えられる範囲でお願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） スライド6 ページの上から2 段目の白枠のところに国基準ということで記載していますが、環境の保全に支障を及ぼすおそれがない観点からということで国基準は書いてあるところ、道基準については、環境の保全への適正な配慮ということで、むしろ表現が弱まっているのではないかというご意見をいただいております。

これは、環境の保全に支障を及ぼす、そういったおそれを防ぐということは、先ほど申し上げましたけれども、最低限、騒音とか振動とか生活に支障が生じるような事態を発生させないということで、国基準は担保するという意味で、環境保全に支障を及ぼす、かつ、これは全国一律という形で国基準が示されているということです。

それに対して、道基準が地域の自然的社会的条件に応じて適正な配慮の観点というのはどういうことかと申しますと、そういった最低限の支障以上に、環境の良好な状態を確保するという点で環境の保全への適正な配慮を求めるとというのが都道府県基準の趣旨でございます。

それは自然的社会的条件ですので、その場所場所にどういった保全対象があるのか、また、どういった土地の利用形態になっているのかという社会的条件に応じて配慮を求めていくという基準が道基準となっているところです。

雑駁でございますけれども、今の段階で回答できるのは以上かと思えます。

○吉中副会長 1 点目は、私が言っているのは、例えば、スライドの1 6 ページで、ご説明によりますと、委員の中から除外区域にK B Aを設定すべきだというものに対して、除外区域に設定すればこういう市町村、島が出てくるので設定できませんというご説明だったと思いますので、今の回答は全くずらした回答になっているのではないかと思います。

申し上げているのは、K B A自体は国際的にも非常に重要な指標とされているので、それは除外区域にすべきである、ただし、K B Aに限らないですが、そういうものが基礎自治体全域を覆っている、あるいは、島全域を覆っている場合は別途考える余地もあつていいかと思っておりますけれども、それをもって除外区域に含めないというのはおかしいのではな

いかという意見です。

国の基準と道の基準とどっちが強いのかというのは、先ほど白木委員から提言があったような細かいこれからの基準等を考えていく上で明確になってくるのであれば、文言について議論するつもりはあまりないですが、趣旨としては、横出し、上乘せするというところをしっかりと抑えたものにしたいという趣旨です。

また、先ほど1点言い忘れましたけれども、地番等で明確にされという区域のところですね。ご回答では、市町村がどこに入っているか分かりにくいというご説明だったのですが、地番等で設定されていない保全区域はいっぱいあります。

例えば、センシティブティマップはメッシュですし、自然公園の区域であっても地番ではなくて、例えば、どこからどこを見通した線界であるとか尾根界であるとか、そういったものが含まれていたりすることもありますので、ここで地番等というものを一つの例として挙げるのはあまり適切ではないと思いました。

○中村会長 時間が少なくなってきたので、ひとまず今日のご意見を伺って、事務局側で宿題として受け取っていただいて、次回にそれが考慮された検討案が出てくるということで終えたいと思います。

ということで、13ページ以降に具体的なものが書かれていますので、現在、皆さんが持たれている意見もしくは質問を伺いたいと思います。

○小林委員 先ほど来、スライドの10のところでもいろいろご意見、ご議論があったと思うのですが、私は、脱炭素を目指そうという市町村が促進区域から全域除外されるというのは、先ほどの事務局のヒアリングにもありまして、極めて不合理というか、不公平かなと感じております。環境保全の観点から除外区域を設定するという趣旨はもちろん必要ですし、異を唱えるものではございませんが、本来、脱炭素を推進するための促進区域の観点からは望ましくないのではないかと感じています。

何かいいやり方はないかと考えておりました。

例えば、今回の提示案で、国定公園や道立自然公園のうち、施設の設置が届出制の普通地域を除外区域に含めないということになれば、全ての市町村、島において促進区域の設定の検討が可能になると考えられるとありますので、考慮対象区域への振り分けと関連すると思いますけれども、そういった方向でご検討いただければよいと思っていました。

○中村会長 取りあえず聞いていきたいと思いますので、ほかの委員からありませんか。

○山中委員 スライド13より前の部分は、私にとっては分かりづらかったのですが、例えば、スライドの15と16になると、具体的にこれに該当する場所を入れる入れないというのが分かりやすくなります。

やはり、ある市町村全体というのはある意味では矛盾している部分があり、存在する市町村に対して、環境保全の立場から言うと、人は住むなと市町村は存在するなと言っていることに近いような意味合いがあります。しかしながら、人は住んでいる「普通地域」という言葉はとても重要な言葉で、これは活かしていただき、「普通地域」を除いた場所が

除外地域であるというストレートな言い方のほうがいいと思います。吉中副会長がおっしゃられるように、これが引っかけるとややこしいから、該当要件をこの市町村全体から考慮から逃しますということも変だと思えます。

ここで言うと、A案と今回提示案があるのですけれども、これらの間はまだ議論をつけ、普通地域は、スライド10にあるような除外地域の振り分け案の中に普通地域という考え方をうまく入れたような文言にしていきたいと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○児矢野委員 今ご指摘があったことと、吉中副会長がおっしゃっていたこととも関係するのですが、それは後にさせていただいて、まず、スライドの21です。

これは、私が以前から指摘している点で、審議会でも何回も質問しているのですが、適用除外案の理由がよく分からないのです。

結局、適用除外案の趣旨として不整合が生じるということで、③の2番目の丸のところでは不整合が生じるとか、2番目と3番目の丸のところは意味がよく分からないのです。また、④の特例事項案の二つ目の丸も、なぜかという意味がよく分からないです。

その点に関して、1年ぐらい前から質問していますが、事務局からきちんと示していただいていけませんので、そこをご説明いただきたいということです。

この矢印を見ますと、今回、これに関しては棚上げにして、個別のところでは議論しようという話になっていて、これは非常に現実的なアプローチと事務局さんはお考えになったと思うのですけれども、考え方のところがいまいよく分からないので、その点についてご説明いただきたいのが1点です。

二つ目は、今、山中委員と吉中副会長がおっしゃっていたことと関係しますし、白木委員がおっしゃったこととも関係するのですが、もともと環境省の発想からすると、個別の事業の種類ごとに基準案をつくるという話だったのではないかという気がしています。ただ、出された具体案を見ると、そういうふうになっていないのです。今の全部を排除すべきか、考慮すべきかといういろいろな問題も含めて、一律に全部を除外区域に含めず考慮するから大丈夫であるということであれば、市町村に対しては、具体的な事業種類ごとの基準案を示すように環境省も奨励しているわけですから、それをやらないと、結局、市町村としては、一般的に漠然と環境配慮と言われても難しいと思うのです。

何を質問したいかという、個別事業種類ごとの配慮基準、道基準をつくるおつもりがあるのかどうかということをお聞きしたいのです。これをつくらないと、恐らく、かなり厳しい状況になり得ると思います。

それから、先ほど、環境アセスメントは、配慮書がなくても方法書があるからいいというお話でしたけれども、配慮書は、立地だけではなくて構築物の話も入っています。ですから、この部分が省略になるとすっ飛ばされるわけで、きちんと基準を具体的に市町村の使い勝手がよいようにつくるべきではないかと思うのですが、その辺りについてはどのよ

うにお考えなのか、伺いたいと思います。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） まず、スライドの21の適用除外案、特例事項案については、前回提示案ということでお示ししましたが、ここは改めてこの考え方を見直すということで前回の環境審議会でもご説明したのかなと思います。これを押し進めることを基本に今後やっていくというスライドではございませんので、改めて、こういった形が適切かというのを検討した上で、また改めてご提示させていただければと思っています。

2点目は、今、基準については個別の事業をとというお話をいただいておりますけれども、恐らく、太陽光パネルとか、風力発電とか、施設別に基準を分けるべきではないかというご意見かと思ってございますけれども、今は全部をまとめた基準としておりますが、最終的には、この議論の進捗に応じて分けていって、具体的な審議に進めていきたいと考えているところでございます。

○児矢野委員 確認ですが、適用除外案の部分に書かれていることはペンディングになっていて、全く白紙の状態であると考えていいということですね。

2点目は、個別の事業種類ごとの案というのは、ここの審議会の中に道基準案として諮られるということによろしいでしょうか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 2点ともおっしゃるとおりでございます。

○児矢野委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 そこまで行くのに、また相当な時間がかかりそうだなという感じがするのですけれども、取りあえず、まずはその方向で行きたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○白木委員 天然記念物というのは、除外区域ではなくて、道案では配慮のほうに入っているのですが、そもそも天然記念物になっている場所で事業をやったりということは可能なのですか。調査研究で入るだけでもすごく大変な手続が必要です。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 天然記念物に関しては、その現状を変更したり、その保全に影響を及ぼす行為をするときは、文化庁による許可を受けなければなりませんので、許可が下りない限りはできない形になります。

ですので、考慮対象に入れてそこを避けるとか、そういった配慮をするということが望ましいと思ってございます。

○白木委員 天然記念物に指定されている場所では、そもそも事業ができないのではないのですか。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） 改めて、詳細を確認させていただきます。

○中村会長 今、天然記念物は考慮に入っているのですか。探したけれども、入っていないのです。スライドの15の事務局案の考慮対象区域に天然記念物が入っているのですか。

○白木委員 スライド13、もともと吉中副会長の案で、太字にしてあるのが除外区域で、薄字になっているのがそうではないものとなっています。

○中村会長 下の14を見ると、天然記念物という文言はないのですが、取りあえず確認してください。

○事務局（尾原気候変動対策課課長補佐） はい。

○中村会長 ほかの省庁でチェックをかけるからここでは考慮にしておくというのも変な話で、そうならばいろいろなものがそれに含まれてしまうと思うので、その説明ではなくて、やっぱり、適さない、最初に言った理念に対して、僕も、天然記念物の横に風車が建つということはあるにないと思うので、ご検討ください。

○吉中副会長 今の点は、地域指定の天然記念物であれば非常に厳しい規制がかかっているということと、今の道の案の除外区域への振り分け案の、先ほどから曖昧だと申し上げている法令等で施設の設置が困難な地域というのは、私の中では全く理解できません。設置がまさに困難な場所として天然記念物というのがあるのだらうと思うのですが、それが除外区域ではなくて考慮対象区域に入っているというのが非常におかしいと思いました。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○児矢野委員 非常に細かいところで恐縮ですが、14ページの世界文化遺産が外れているのは、恐らく、北海道に世界文化遺産がないからということではないかと憶測しています。確かにないけれども、同じ条約に基づくものなので、将来、あり得ないわけでもないですから、取りあえず除外区域に世界文化遺産も入れておいてはどうかと思いました。

○中村会長 私からも申し上げます。

私は森林管理局の保護林の委員会に入っていて、保護林とか緑の回廊で、緑の回廊は風車で結構狙われたのですが、私個人的には、例えば、森林生態系保護地域はほとんど世界自然遺産と重なっている形で設定されていると思いますので、基本、私は除外区域にすべきだと思っています。それを森林管理局に私が個人的に聞くのもいいのですが、今の道の基準から見ると、保護林と緑の回廊は除外区域にすべきではないかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 検討しなくてはいけない宿題は今回出されていますので、ひとまずその宿題を検討していただくことにして、これはそう簡単には決着が着きそうもないので、自宅に帰られて、これも違うのではないかとということがあれば事務局にお寄せいただくこととして、今日のご意見はこのぐらいにしておきたいと思います。

もう一つ、温泉法の規定に基づく申請についてがあるのですが、その前に、この議論は途中ではあるのですが、さすがにここだけでずっと議論していると、アセス審議会の場などにご意見を伺うことができなくなってしまうので、ひとまず関係する部会、つま

り、温対部会や自然環境部会やアセスの審議会ですね。当初、この親会でもそういうふうにしようということになりましたので、そこに今の段階でご意見を伺うようにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 各部会や審議会への照会については、私に一任させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

4. 報 告

○中村会長 それでは、報告事項ですけれども、温泉法の規定に基づく許可申請についてお願いいたします。

○事務局（山中食品衛生課課長補佐） 温泉部会の事務局を担当しております保健福祉部食品衛生課課長補佐の山中と申します。

資料２－１をご参照願います。

資料２－１に令和４年度温泉部会の開催状況を書かせていただいております。

温泉部会におきましては、横の開催日、開催場所という区分がございまして、下の種別等にありますが温泉を湧出させるための井戸を掘る掘削、その井戸を広げる増掘、また、自然湧出をしない源泉に対するポンプ等を設置する動力装置、この三つの許可について、知事からの諮問に基づき審議を行って、その結果を北海道に答申しております。

今回報告いたします太枠内の第４回部会でございますが、令和４年１２月８日に開催しまして、諮問がございました掘削２件、動力装置５件、計７件につきまして審議をし、全ての議案について許可相当としております。

資料２－２として、第４回部会で審議しました議案の一覧、資料２－３として、知事からの諮問と答申の資料を参考としてつけております。

以上のとおり報告させていただきます。

○中村会長 これは報告事項で、部会で決定したことについて、親会の決議と同じくするという文言が規定にあって、温泉部会で議論していただいた内容です。

本来なら部会長が説明するのですがけれども、まだ部会長が決まっていないということで、今回、事務局から説明していただきました。

よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通じて何かありますか。

○児矢野委員 事務局におかれましては、大変お忙しいところ、恐縮ですが、議事録をなるべく早く作成いただきたいと思います。今回は、特にほかの部会とかアセス審議会に回すというお話なので、今、取りあえず出ている案が行くと思いますから、審議会でこうい

うものが出たということが分かる形でやっていただくといいという気がします。

ですから、議事録をなるべく早くつくっていただいて、アセス審議会や部会に回す際にできているような状況にしていだけるといいかと思いました。

○中村会長 大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、マイクを事務局にお返しします。

5. 閉 会

○事務局（阿部環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催でございますが、当初、年度内の開催を予定しておりましたが、本日の審議状況等を踏まえまして、所管課とも再度協議をさせていただきまして、決定後、委員の皆様には日程照会をさせていただきたいと考えております。

それでは、これで審議会を閉会いたします。

皆様、本日はお疲れさまでございました。

以 上